

議案第19号

泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

令和7年8月22日

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

泉州南消防組合職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合職員の特務手当に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		現行	
別表（第7条関係） 各種手当額表		別表（第7条関係） 各種手当額表	
手当の 名称	金額	手当の 名称	金額
危険作業手当	第3条第1号に規定する作業 1回につき 200円 第3条第2号及び第3号に規定する作業 1回につき 350円	危険作業手当	第3条第1号に規定する作業 1回につき 200円 第3条第2号及び第3号に規定する作業 1回につき 350円
救急手当	(1) 救急救命士の資格を有する職員 出場1回につき 300円 (2) 前号に規定する職員以外の職員	救急手当	(1) 救急救命士の資格を有する職員 出場1回につき 300円 (2) 前号に規定する職員以外の職員

	出場1回につき 100円		出場1回につき 100円
夜間特 殊業務 手当	1当務につき 300円	夜間特 殊業務 手当	1当務につき 300円
緊急消 防援助 隊派遣 手当	1日につき <u>2,160円</u>	緊急消 防援助 隊派遣 手当	1日につき <u>2,000円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。